

第53条各号に掲げる経費で精算渡しに係るものにあつては、記載を省略することができる。）

第5章 決算

（決算事項報告書等の提出）

第86条 事務局長は、歳入歳出予算の執行の結果について、歳入決算事項報告書及び歳出決算事項報告書を作成し、翌年度の6月30日までに会計管理者に提出しなければならない。

（翌年度歳入の繰上充用）

第87条 会計管理者は、令第166条の2の規定により翌年度歳入の繰上充用を必要とするときは、出納閉鎖期日前20日までにその理由を付してその旨を事務局長に通知しなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により通知を受けたときは、翌年度の歳入歳出予算の補正案を作成し、組合長に提出しなければならない。

3 事務局長は、翌年度の歳入歳出予算に基づき、翌年度の歳入の繰上充用をしようとするときは、組合長の指示を受けて処理しなければならない。

（歳計剰余金の処分）

第88条 事務局長は、法第233条の2の規定により、歳計剰余金を翌年度の歳入又は基金に編入しようとするときは、組合長の指示を受けて処理しなければならない。

（決算の調製）

第89条 会計管理者は、出納閉鎖後、歳入歳出決算書を調製し、次に掲げる調査とともに、8月末日までに組合長に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出決算事項別明細書
- (2) 実質収支に関する調査書
- (3) 財産に関する調査書

第6章 契約

第1節 契約の方法

第1款 一般競争入札

（一般競争入札参加者の資格）

第90条 令第167条の4の規定に該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

- 2 令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加することができる者の資格は、別に定める。
- 3 前項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

（入札の公告）

第91条 契約担当者は、一般競争入札に付するときは、当該入札の期日前10日（以下「公告期間」という。）までに、次の各号に掲げる事項を構成市町の広報若しくは新聞又は掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急施を要する場合にあっては5日までとすることができる。

- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
 - (3) 入札及び開札の場所並びに日時
 - (4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 無効入札に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項
- 2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間によらなければならない。

（資格の確認等）

第92条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が令第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと及び前条の規定による資格を有する者であることを、一般競争入札参加願により申出させて確認をしなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の規定により一般競争入札に参加しようとする者の資格を確認したときは、当該一般競争入札に参加しようとする者にその旨を通知するとともに、一般競争入札参加資格者名簿を作成しなければならない。

（予定価格の決定）

第93条 契約担当者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。

（最低制限価格の決定）

第94条 契約担当者は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するため必要と認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けることができる。

- 2 前項の最低制限価格は、工事の請負契約にあっては、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を乗じて得た額とし、製造その他についての請負契約にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

- 3 契約担当者は、第1項の規定により最低制限価格を設けるときは、第91条の規定による公告において、最低制限価格を設けた旨を明らかにしなければならない。

- 4 最低制限価格の額については、非公表とする。

（予定価格調書の作成）

第95条 契約担当者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。ただし、組合長が特に認めた場合は、予定価格を入札前に公表することができる。

- 2 契約担当者は、開札の際、前項に規定する予定価格調書を開札の場所に置かなければならない。

（入札保証金）

第96条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、次の各号の一に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる公社、公庫、公団等を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上

にわたり締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであること。

- (3) 令第167条の5第1項又は令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が当該資格を有する者であって、そのものが契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであること。

（入札の方法）

第97条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札の公告において定められた所定の日時、場所及び方法に従って、同一事項について1通の入札書を作成し、提出しなければならない。

2 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 契約担当者は、入札書を受領したときは、開札時まで適正に保管しなければならない。

4 入札書は、同一事項の入札について1人1通とし、入札者は他の入札者の代理人となることができない。

（入札の無効）

第98条 次の各号の一に該当する一般競争入札書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者のした入札書

(2) 同一人がした二以上の入札書

(3) 入札者が協定してした入札書

(4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（入札執行の停止又は中止）

第99条 契約担当者は、不正入札若しくはその疑いがあると認めるとき、又は天災事変その他の事由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札を停止し、又は中止することができる。

2 前項により入札を停止し、又は中止した場合、入札者又は入札に加わろうとする者の損失について、組合は補償しないものとする。

（再度入札）

第100条 契約担当者は、令第167条の8第4項の規定により再度の一般競争入札に付する必要があると認められるときは、当初に入札した入札者のうち、現に

開札の場所にとどまっている者に入札をさせるものとする。再度の入札をしてもなお同じときは、同様とする。この場合において、第100条第1項の規定を準用する。

（再度公告入札の公告期間）

第101条 契約担当者は、入札者がいないとき、又は前条に規定する再度の入札をしても落札者がいないとき、若しくは落札者が契約を締結しない場合においては、更に入札に付することができる。この場合の公告期間については、第94条の規定を準用する。

（落札者の決定等）

第102条 契約担当者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、令第167条の9、令第167条の10及び令第167条の10の2の規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあっては最高の価格をもって入札をした者、支出の原因となる契約にあっては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

2 契約担当者は、令第167条の9、令第167条の10及び令第167条の10の2又は前項の規定により落札者を決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

3 落札者は、前項の通知を受けた日から7日以内（古賀組合の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を除く。）に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

（入札保証金の還付等）

第103条 一般競争入札の入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

（入札経過の記録）

第104条 契約担当者は、一般競争入札が終了したときは、その経過を入札結果報告書に記録しなければならない。

第2款 指名競争入札

（指名競争入札の参加者の資格）

第105条 施行令第167条の11第2項の規定により定める資格は、組合を構成す

る市町のいずれかにおいて競争入札に参加する資格を有する者であること（以下「有資格者」という。）をいう。

（入札者の指名）

第106条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、入札に参加する者を組合長が特に必要と認める場合を除くほか、3人以上指名しなければならない。

2 前項の規定により指名するときは、次の各号に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

- (1) 指名競争入札に付する事項
- (2) 入札及び開札の場所並びに日時
- (3) 契約条項・設計図書等を示す場所及び日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 無効入札に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指名競争入札に関し必要な事項

（入札者の変更）

第107条 契約担当者は、再度入札に付しても落札者がいない場合は、随意契約とするほか、新たに入札に参加する者を指名して、更に指名競争入札をすることができる。

（指名競争入札に係る関係規定の準用）

第108条 第92条第1項及び第93条から第104条までの規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、第94条第3項中「第91条の規定による公告」とあり、及び第97条第1項中「入札の公告」とあるのは、「第106条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（指名競争入札の中止）

第109条 不正入札若しくはその疑いがあると認めるとき、天災事変その他の事由により入札を続行することが困難であると認めるとき又は入札者が単一であるときは、当該指名競争入札を中止するものとする。

2 前項により入札を中止した場合、入札者又は入札に加わろうとする者の損失について、組合は補償しないものとする。

第3款 随意契約

（範囲）

第110条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第3

に掲げる契約の類に応じ、同表に定める額とする。

（特定の随意契約に係る手続）

第111条 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約による
ときの規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の年度を通した発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約内容、契約の相手方等について公表すること。

（随意契約の見積書の徴取等）

第112条 契約担当者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を
徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、1人の者から
見積書を徴することができる。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
 - (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付
する必要がない物品を購入するとき。
 - (3) 予定価格が10万円未満のとき。
 - (4) その他2人以上から見積書を徴する必要がないと認められるとき。
- 2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、見
積書を徴さないことができる。

- (1) 郵便はがき、郵便切手、収入印紙等専売価格の定めがあるものの購入
- (2) 官報、新聞、法規追録等の定期刊行物及び図書の購入
- (3) 食糧品の購入
- (4) その他契約の内容又は性質上見積書を徴する必要がないと認められるとき。

（随意契約の予定価格等）

第113条 第93条から第95条までの規定は、随意契約について準用する。ただ
し、特に必要がないと認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができ
る。

第4款 せり売り

（せり売り）

第114条 契約担当者は、せり売りをしようとするときは、職員を指定し、当該
職員をしてせり売りをさせなければならない。ただし、特に必要と認めるとき
は、職員以外の者からせり売り人を選び、職員を立ち合わせてせり売りを行うこ

とができる。

- 2 第91条から第93条まで、第95条、第96条、第99条及び第102条から第104条までの規定は、せり売りについて準用する。この場合において、第92条第1項中「一般競争入札参加願」とあるのは「せり売り参加願」、第104条中「入札結果報告書」とあるのは「せり売り結果報告書」と読み替えるものとする。

第2節 契約の締結

（契約書の作成）

- 第115条** 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 契約の目的となる給付の内容
- (2) 契約履行の場所
- (3) 給付の完了の時期
- (4) 対価の額
- (5) 対価の支払方法及び支払時期
- (6) 監督又は検査の方法及び時期
- (7) 契約保証金
- (8) 当事者の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約解除の方法
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、契約の履行について必要な事項

- 2 工事又は製造の請負契約に係る契約書には、工事費等内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書の添付をしなければならない。ただし、契約担当者が契約の性質その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。

- 3 第1項の場合において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年条例第5号）の規定に基づき議会の議決を必要とする契約については、当該契約書に議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記しなければならない。

- 4 契約担当者は、前項に規定する契約の締結について議会の議決を得たときは、直ちにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

（契約書作成の省略）

第116条 前条の規定にかかわらず、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関する契約を締結する場合は、この限りでない。

- (1) 工事又は製造の請負契約で、契約金額が200万円未満の契約を締結するとき。
- (2) 財産の買入れ契約で、契約金額が150万円未満の契約を締結するとき。
- (3) 物件の借入れ契約で、契約金額が80万円未満の契約を締結するとき。
- (4) 前3号に規定する契約以外の契約で、契約金額が100万円未満の契約を締結するとき。
- (5) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納入してその物品を引き取るとき。
- (6) 物品を購入する場合において、直ちに現品の検査ができるとき。
- (7) 国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約するとき。
- (8) せり売りに付するとき。

- 2 契約担当者は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した請書を契約の相手方（以下「契約者」という。）から徴さなければならない。ただし、契約担当者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第117条 契約担当者は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、金融機関等との間に工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 契約者が令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (4) 契約者が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。
- (6) 契約金額が300万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (7) その他契約担当者が特に必要がないと認めるとき。

（連帯保証人）

第118条 契約担当者は、必要があると認めるときは、契約の相手方となるべき者をして、連帯保証人を立てさせなければならない。

2 契約担当者は、前項の場合においては、同項の規定により契約の相手方をして立てさせた連帯保証人について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかにさらに連帯保証人を立てる旨を約定させなければならない。

- (1) 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 法令の規定により別段の資格を必要とされる連帯保証人がその資格を失ったとき。

3 契約担当者は、契約者が立てた連帯保証人を不適当と認めるときは、その変更をさせなければならない。

4 契約担当者は、契約者から連帯保証人の変更の申出があったときは、その内容を調査し、適当と認めるときは、その変更を認めることができる。

（契約の変更等）

第119条 契約担当者は、必要があると認めるときは、契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。

2 契約担当者は、契約者からその責めに帰す理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

- 3 契約担当者は、前2項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第115条及び第116条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。ただし、前項の規定による期限の延長を承認した場合にあっては、この限りでない。

（契約の合意解除）

- 第120条** 契約担当者は、契約者がその責めに帰さない理由により契約の解除を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を合意解除することができる。

（契約の解除）

- 第121条** 契約担当者は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約の定めるところにより当該契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (2) 契約者の責めに帰す理由により履行期限までに給付を完了する見込みがないとき。
 - (3) 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) その他契約条項に違反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除しようとするときは、契約解除通知書を当該契約者に送付しなければならない。

（契約保証金の還付）

- 第122条** 契約担当者は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき又は第120条の規定により合意解除したときは、速やかに契約保証金を還付する手続をとらなければならない。

第3節 契約の履行

（監督）

- 第123条** 契約担当者は、工事等その他の請負契約を締結したときは、自ら又は職員のうちから指定する者（以下「監督員」という。）をして、当該契約の適正な履行を確保するため、立会い、工程の管理、使用材料の試験又は検査その他の方法により監督をし、又は監督をさせ、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の規定により監督員を指定したときは、当該監督員の氏名を契約の相手方に通知しなければならない。

（検査）

第124条 契約担当者又は契約担当者が職員のうちから指定する者（以下「検査員」という。）は、工事等の請負契約その他の契約に係る工事等又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求めて、当該工事等又は給付の内容について検査をしなければならない。

- 2 検査員は、前項の規定により検査をするときは、契約の相手方又はその代理人の立会いを求めなければならない。

- 3 検査員は、第1項の規定により検査をしたときは、契約の内容を照査し、別段の定めがある場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。

- 4 検査員は、第1項の規定により検査をした場合において、当該工事等又は給付の内容が当該契約の内容に適合していないと認めるときは、その旨及びそれに対する措置についての意見を前項の検査調書に記載しなければならない。

- 5 第1項の規定は、約定により工事等の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合の検査について準用する。

- 6 契約担当者は、第1項の検査を完了したときは、検査調書を関係の予算執行者に送付しなければならない。

（監督又は検査の委託）

第125条 契約担当者は、工事等の請負契約その他の契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の事由により監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認めるときは、職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

- 2 第123条及び前条第1項から第5項までの規定は、前項の規定により監督又は検査の委託をした場合における監督又は検査について準用する。

（保証人への履行請求）

第126条 契約担当者は、契約者が次の各号の一に該当するときは、必要に応じ、保証人に対して契約者に代わって当該契約の履行をすべきことを請求することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約の期間内に履行を完了する見込みがないとき。

- (2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき。
- (3) その他契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき。

（権利義務の譲渡）

第127条 契約者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして、組合長の承認を得たときは、この限りでない。

（一括委任等の禁止）

第128条 契約者は、契約履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして契約担当者の承認を得たときは、この限りでない。

（部分払）

第129条 予算執行者は、契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う特約があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

- (1) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の10分の9
- (2) 物件の買入契約 既納部分に対する代価
- (3) その他の契約 既済部分に対する代価

2 前項の規定による部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、予算執行者が特に必要と認めるときは、回数を増減することができる。

- (1) 30,000万円未満 1回
- (2) 30,000万円以上 2回

3 前2項の規定により2回目の部分払をしようとするときは、その都度当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもって、今回の部分払の支払額とする。この場合において、前金払された金額があるときは、既納又は既済部分の率に応ずる当該前金払の金額をその都度算出し、これを部分払の金額から差し引くものとする。

（対価の支払）

第130条 第124条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係

る支出の手続をとることができない。

- 2 予算執行者は、第120条又は第121条の規定により契約を解約又は解除したときは、当該契約に基づく給付の既済部分又は既納部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。
- 3 対価について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。

第7章 指定金融機関

第1節 通則

（指定金融機関等の事務処理準則）

第131条 令第168条に規定する指定金融機関等における組合の公金の収納又は支払の事務に関しては、法令及びこの規則によるほか、別に契約で定める。

（指定金融機関の派出事務）

第132条 指定金融機関は、古賀市役所庁舎内に取扱者を常時派出（以下「派出所」という。）して組合の公金の出納事務を取り扱わなければならない。

（出納取扱時間）

第133条 指定金融機関等の組合の公金出納取扱時間は、当該指定金融機関等の定める営業時間によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する派出所における現金出納は、午前9時から午後4時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、会計管理者が指示する日時にもこれを行うものとする。

（公金の整理区分）

第134条 指定金融機関における公金の出納は、歳入金、歳出金及び歳入歳出外現金に区分し、かつ、歳入金及び歳出金にあっては年度別及び会計別に、歳入歳出外現金にあっては年度別にそれぞれ区分して整理しなければならない。

第2節 収納金の取扱い

（現金の収納）

第135条 指定金融機関等は、納入義務者、会計管理者又は収入事務受託者から納入通知書又は領収済通知書（以下「納入通知書等」という。）により現金の納付を受けたとき、これを領収し、当該納入者、会計管理者又は収入事務受託者に領収書を交付するとともに、組合の預金口座に受け入れる手続をとらなければならない